

01 あなたの声を聴かせてください ～まちづくり市民アンケートを実施します～

■問合せ 総合政策課 ☎41-2501

本市は「大牟田市まちづくり総合プラン」を策定し、「人が育ち、人のにぎわい、人を大切にする ほっとシティおおむた」を将来の都市像として掲げています。この都市像の実現に向けては、福祉や教育、子育て、環境、産業など、まちづくりに必要なさまざまな取り組みを行っています。そこで、今まで取り組んできた事業について、その成果を確認し次の事業展開の参考にするためのアンケートを実施します。

アンケートが届いた人は回答への協力をお願いします。

- ▶調査対象 令和2年4月1日現在、市内に在住の18歳以上の市民のうち、無作為に選ばれた1,000人
- ▶調査方法 郵送による送付・回収
- ▶調査期間 5月25日(月)まで



02 家でマイナンバーカードの申請をしてみませんか ～4月からマイナポイント事業の予約が始まっています～

■問合せ 市民課（マイナンバー専用） ☎54-7788

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントの予約および申込みをした人を対象に、キャッシュレスでチャージまたは買い物をすると、1人あたりマイナポイント25%（上限5,000円分）がもらえる国のマイナポイント事業の予約が4月から実施されています。マイナポイントの予約をするためには、マイナンバーカードが必要です。



★マイナンバーカードを取得していない人

今後、マイナンバーカードの交付申請が混み合い、申請から交付までに2カ月以上時間を要することが見込まれます。現住所
地が記載された交付申請書を持っている人は、市役所窓口ではなくても、スマートフォンやパソコンなどで申請ができます。

マイナンバーカードの申請方法

スマートフォン

① スマホで顔写真を撮影 ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る

③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 ※音声案内に従って「5番」を選択してください。

平日：午前9時30分～午後8時 / 土日祝：午前9時30分～午後5時30分

マイナンバーカードの申請方法はこちら

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

詳しくはこちら

マイナポイント 🔍

マイナポイントの予約（☎41-2224）
マイナンバーカードの申請（☎54-7788）

03

「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証申請を 5月1日から市で受け付けます

■問合せ 下記の各担当へ

「ふくおか・まごころ駐車場」とは、障害のある人や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人が、安全かつ安心して利用できる駐車場です。

「ふくおか・まごころ駐車場」を利用するときは、利用証を車内に掲示する必要があります。



【利用証の交付対象者】

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人
※障害内容や等級などに制限がありますので、福祉課障害福祉担当（☎41-2663）へ問い合わせを。
- ②介護保険で「要介護1」以上の認定の人
- ③妊産婦(妊娠7カ月～産後3カ月まで)
- ④特定疾患医療受給者
- ⑤けが人(1年以内の車いす、杖等の補装具の使用期間)

【受付窓口】

福祉課

- 総務企画担当（☎41-2668 FAX 41-2675）
介護保険担当（☎41-2683 FAX 41-2662）
総合相談担当（☎41-2672 FAX 41-2662）
障害福祉担当（☎41-2663 FAX 41-2664）
子ども家庭課（☎41-2661 FAX 41-2664）

※申請時には、手帳などの確認書類が必要です。

04

あなたのまちの相談相手 民生委員・児童委員

■問合せ 福祉課 総務企画担当 ☎41-2668 FAX41-2675

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた人たちです。法律で「秘密を守る」ことが義務付けられていますので、安心して相談してください。その活動の一部を紹介します。

①見守り訪問・連絡活動

担当区域内の一人暮らし高齢者などを訪問し、必要な情報を提供したり、行政や地域包括支援センターなどの関係機関へつないでいます。

任児童委員がいて、学校や児童相談所と連携しながら、子育て支援など、子どもに関する活動を専門的に行っています。

②子育て支援

市と連携して「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。民生委員・児童委員の中には、主

日々の暮らしの中で、心配なことや困ったことがあれば、担当の民生委員・児童委員へ相談してください。

ご近所みんなが相談仲間です

「一人暮らし高齢者」の方を訪ねる時は、「明るく」「元気に」を心がけています。数分間のおしゃべりですが、いろいろな話を聞くことができます。帰り際に「来てくれてありが

羽山台校区 龍委員

とう！」と言っていただけると、少しは役に立てたかな、と思います。高齢者の方がたくさんしゃべってくれたら、今日の訪問は○(まる)です。



訪問先では、話が弾みます

05

いざという時のために

町内公民館・自治会に加入しましょう

■問合せ 地域コミュニティ推進課 ☎41-2614

近年、各地で大規模災害などが発生していますが、行政だけでは対応が間に合わないことがあります。そんな時に力を発揮するのが、近所の人どうしによる助け合いです。日頃からの近所の人とのつながりを大切にするために、「町内公民館」や「自治会」に加入しましょう。

また、各校区には、町内公民館などで構成される「校区まちづくり協議会」や「校区町内公民館連絡協議会」があり、下記のような各種行事や地域づくりの活動、地域生活に関わる課題の解決などを行っています。

★防災活動

いつ起こるかわからない災害に備えて、防災訓練や研修会などの安全確保の取り組みを進めています。

★防犯活動

子どもや高齢者の見守り活動を行い、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めています。また、夜道を照らす防犯灯は町内公民館や自治会などが設置し、電気料を含めた維持管理をしています。防犯灯は、犯罪の抑止効果があるとされ、多くの人に恩恵を与えています。

★環境活動

清掃活動や、リサイクル集積所の管理などを行い、きれいな地域づくりを進めています。

★親睦、交流

夏祭りやスポーツ活動など、地域みんなで楽しめる行事を開催し、地域の絆づくりを進めています。



06

建築物・ブロック塀等に関する補助があります

■問合せ 建築住宅課 ☎41-2787

次のことにかかる費用の一部を補助します。いずれも先着順に受け付け、予算が終了次第、締め切ります。①②④の補助は令和2年度で終了する予定ですので、ぜひ検討してください。

①木造戸建て住宅の耐震改修費

▶対象

昭和56年5月31日以前に建築された、木造戸建て住宅の耐震改修工事を行う場合

▶補助額

補助対象となる費用に2分の1を乗じた額で、最大40万円

②アスベスト含有調査費

▶対象

建築物に吹き付けられたアスベスト（石綿）の含有調査を行う場合

▶補助額

補助対象となる費用で、最大25万円

③老朽化した家屋等の解体費

▶対象

「老朽危険家屋等」と判定された家屋等の解体工事を行う場合

▶補助額

補助対象となる費用に2分の1を乗じた額で、中心市街地活性化エリアは最大60万円、それ以外は最大45万円

④通学路等に面した危険なブロック塀等の解体費

▶対象

通学路等に面し、「危険」と判定されたブロック塀等の解体工事を行う場合

▶補助額

補助対象となる費用に2分の1を乗じた額で、最大10万円

07 大牟田で働く若者を応援します

■問合せ 産業振興課 ☎41-2724

UIJターン若者就職奨励金制度

市外に居住していた若者が、UIJターンで市内の中小企業などに就職し、賃貸住宅に居住する場合に奨励金を交付します。

- ▶**交付額** 1年につき12万円(最大3年間)
- ▶**対象** 次の5つの条件を全て満たす人
 - ①市内の中小企業などに正規雇用で就職をした
 - ②就職日現在の年齢が、満45歳未満である
 - ③市外に1年以上住所を有した後、大牟田市に転入をした
 - ④転入日が、就職日の3カ月前～6カ月後
 - ⑤賃貸住宅(社宅、寮等を除く。)を借りて、家賃の支払いをしている

奨学金返還支援制度

おおむた100若者未来応援事業

市内に居住する若者が、市内の中小企業等に就職した場合に、在学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助します。

- ▶**補助額** 1年間の奨学金の返還額または10万円のいずれか低い方の額(最大3年間)
- ▶**対象** 次の5つの条件を全て満たす人
 - ①市内の中小企業などに正規雇用で就職をした
(※就職日の要件あり)
 - ②就職日現在の年齢が、満35歳未満である
 - ③大牟田市に住所を有する
 - ④大学・高校など在学习中に奨学金の貸与を受けた
 - ⑤奨学金の返還を滞納なく行っている

● 詳細については、産業振興課へ問い合わせるか、市のホームページで確認してください。

08 まちづくり基金事業を募集します

■問合せ 産業振興課 ☎41-2762

中心市街地の活性化などにつながる自主的なまちづくり事業や店舗改修を行う場合、経費の一部を補助します。

ハード・ソフト事業

商業・観光および地域振興、中心市街地活性化に寄与する事業

- ▶**対象** 商店街等の団体
- ▶**募集期間** 5月1日(金)～6月15日(月)
- ※審査会でのプレゼンテーション後、事業を認定。

店舗改修事業

①既存の店舗改修

- ▶**対象** 市内の店舗を営業している人
- ▶**補助率** 工事費の10分の1以内
- ▶**上限額** 20万円
- ★指定区域の場合は補助率、上限額を引き上げます
(補助率…工事費の10分の2以内、上限額…40万円)。

②空き店舗改修

- ▶**対象** 中心市街地の空き店舗で営業を開始する人
- ▶**補助率** 工事費の3分の1以内
- ▶**上限額** 200万円
- ★一定の条件を満たす場合、上限額を引き上げます
(引き上げ額…100万円、上限額…300万円)。

③多目的トイレの設置

- ▶**対象** 中心市街地の店舗に多目的トイレを設置する人
- ▶**補助率** 工事費の2分の1以内
- ▶**上限額** 100万円

④新築店舗整備

- ▶**対象** 中心市街地で店舗を新築する人
- ▶**補助率** 工事費の3分の1以内
- ▶**上限額** 200万円

店舗改修事業の対象業種

小売業、情報通信業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業など

● 詳細については、産業振興課へ問い合わせるか、市のホームページで確認してください。



おおむた大蛇山WAOONカードによる売上げの一部は、大牟田市とイオン九州株式会社で締結した協定に基づき寄附され、まちづくり基金の財源の一部となっています。

09

～合併処理浄化槽へ切り替える人へ～

今がチャンス！環境にやさしい合併処理浄化槽へ切り替えましょう！

■問合せ 環境業務課 ☎41-2720

合併処理浄化槽へ切り替えることで台所、風呂、洗濯、トイレなどの生活排水をきれいに処理することができます。くみ取り便槽および単独処理浄化槽の撤去費・宅地内配管費への補助を追加して設置者の負担を軽減しています。今年度の補助申請は、12月28日(月)までです。

▶補助対象地域

- ①下水道事業計画区域外の地域
- ②下水道事業計画区域内であっても、当分の間、下水道整備が困難な地域（河川に隣接する一部の地域）

▶補助の要件 自己が所有かつ居住する住宅のくみ取り便槽または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽（10人槽以下）に切り替える場合に限ります。

▶補助金額

合併処理浄化槽（5人槽）へ切り替える場合、くみ取り便槽および単独処理浄化槽の撤去・宅地内配管費を補助します。

くみ取り便槽から	単独処理浄化槽から
847,000 円	947,000 円

▶補助基数

100基を予定していますが、予算の範囲内とします。

●設置者負担額の参考例（便器代除く）

くみ取り便槽から合併処理浄化槽（5人槽）へ切り替える場合
 （工事費用の平均額） （補助金額） （設置者負担額）
 1,387,000 円 — 847,000 円 → 540,000 円

※ただし、工事内容により負担額が変わることがあります。

10

剪定枝チップ機を無料で貸し出します

■申込み・問合せ 環境業務課 ☎41-2723

市では、剪定枝をチップにする粉砕機5台を保有し、無料で貸し出しています。

剪定枝はチップ化して、庭や畑で土に還元するようにし、ごみの減量化に努めましょう。



- ・電気ギア式 重量約25キロ
- ・処理可能な枝の直径は約3センチ

▶チップ機を利用できる人

チップにした剪定枝を、燃えるごみに出さずに活用できる市民、または市内の町内公民館、自治会など。事業等で営利を目的とした利用はできません。

▶チップ機の借り方

環境業務課に事前に電話予約し、借用当日は申請者の住所確認ができるものを持参し、4日以内に返却してください。借用・返却は、平日午前8時30分～午後5時15分に。返却時に利用報告書を提出してもらいます。

▶チップの活用方法

- ①土壌改良材…土にチップと発酵促進剤を混ぜることで畑に適した土になります。
- ②マルチング材…チップを敷き詰めることで、雑草の発生を抑えたり、土壌の乾燥を防止します。

★利用に当たって

- ・竹やつる類、草花には、使用できません。
- ・貸し出し機を使用しての事故や負傷などは自己責任となります。



軽自動車税(種別割)のお知らせ

納期限は
6月1日

軽自動車税(種別割)の税率は、車種や区分ごとに税率が異なります。また、三輪および四輪の軽自動車は、新車登録時期により税率が異なります。

さらに、新車登録が31年4月1日から2年3月31日の車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、2年度に限り軽課税率が適用されます。

原付バイクや2輪車など

【表1】 原付バイク・2輪車など

車種区分		税額 (年額)
		28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

【表2】 軽自動車

車種区分		税額 (年額)		
		①27年3月31日までの登録車	②27年4月1日以降の新車登録車 (新税率)	③新車登録後13年超 (※重課)
3輪		3,100円	3,900円	4,600円
4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※重課は、燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車や被けん引車を除きます。

軽自動車

- ① 27年3月31日までに登録された車両の税額は、【表2】の①のとおりです。
- ② 27年4月1日以降に新車登録された車両の税額は【表2】の②の税額(新税率)になります。
- ③ いずれの場合も、新車登録後13年を経過した車両は【表2】の③の税額(重課)になります。

グリーン化特例(軽課)

31年度に新車登録された軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能などの優れた環境負荷の小さい車両は、2年度の新税率の軽自動車税が軽減されます。【表3】

なお、この特例は、新車登録された年度の翌年度に限り(1年度のみ)適用されるもので、軽課年度の翌年度以降の軽自動車税については、新税率【表2の②】が適用されます。
◆対象車両: 31年4月1日から2年3月31日までに新車登録されたもの

【表3】 軽自動車のグリーン化特例(軽課)

車種区分		①新税率の75%軽減	②新税率の50%軽減	③新税率の25%軽減
3輪		1,000円	2,000円	3,000円
4輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	5,400円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円
		自家用	1,300円	2,500円

①75%軽減

電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合)

②50%軽減

- ・乗用: 平成17年排出ガス規制75%低減または平成30年排出ガス規制50%低減(以下★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成車
- ・貨物: ★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

③25%軽減

- ・乗用: ★かつ令和2年度燃費基準達成車+10%達成車
- ・貨物: ★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

◎新車登録の時期・燃料・燃費基準は、自動車検査証(車検証)に記載されています。

軽自動車税(種別割)の減免

減免を受ける場合は、税務課での手続きが必要です(※基準あり)。納税通知書が手元に届いてから、納期限(6月1日)までに税務課に必要書類(障害者手帳や車検証、納税義務者のマイナンバーが確認できるものなど)を持参し、申請をしてください。

減免の基準や必要書類については、税務課まで問い合わせてください。

問合せ

税務課軽自動車税担当

(☎412471 FAX412552)